

令和3年度

静岡市介護老人保健施設

開設予定事業者募集要項

<問い合わせ・応募書類提出先>

事務局：静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課

事業者指導第1係

住 所：静岡県静岡市葵区追手町5番1号

静岡市役所 静岡庁舎 新館14階

電 話：054-221-1088

F A X：054-221-1298

E-MAIL：kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

1 募集の趣旨

本募集は、「静岡市第8期介護保険事業計画」（令和3年度～令和5年度）に基づき、介護老人保健施設の開設予定事業者を募集するものです。整備に当たっては、静岡県又は静岡市の補助事業に基づき、予算の範囲内で補助を予定しています。

2 募集内容

サービス種別	計画施設数	定員 (1施設当たり)	区域
サテライト型小規模介護老人保健施設	2施設	29人	静岡市全域

3 応募資格

- (1) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人、又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人、若しくはその他厚生労働大臣が定める者のいずれかであること。
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第94条第3項各号（介護老人保健施設開設者の欠格事項）に該当しないこと。
- (3) 過去の法人監査・施設監査・実地指導等において、法人が指摘を受けている場合は、応募時点において、指摘事項について改善報告書が提出されており、改善状況が確認されていること。
- (4) 法人及びその役員等が、静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条各号に規定する暴力団、又は暴力団員、若しくは暴力団員等に該当しないこと。
- (5) 国、県、及び市税の滞納がない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）による手続きをしていない者であること。

4 応募条件

(1) 法令の遵守について

応募する事業計画が、「介護保険法」及び関連する法令、「静岡市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成25年3月8日静岡市条例第26号）」等に定められた基準を満たしていること。

また、その他関係法令（建築基準法・都市計画法・消防法など）に基づく基準を満たしていること、又は確実に満たすことが見込まれること。

(2) 事業予定地の利用権原について

事業予定地は、次のア、イのいずれかであること。なお、事業予定地の土地所有者等へ、応募した事業計画が実現に至らない場合があることを事前に説明し、了承を得てから応募すること（本市による補償等は一切ありません）。

ア 事業予定地は、原則として自己所有、又は国若しくは地方公共団体からの借地であること。

※予定の場合は、購入することが確実に見込まれること、又は借地契約を締結することが確実に見込まれること。

※応募者が社会福祉法人である場合は、事業予定地及び建物について、所有権を有していること、又は有することが確実に見込まれること。

イ アによらない借地であって、応募者が医療法人、又はその他厚生労働大臣が定める者の場合は、介護老人保健施設を長期運営するに当たり必要な措置（賃借権等）を設定・登記していること、又は設定・登記することが確実に見込まれること。

(3) 施設整備期間の遵守について

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに事業を開始すること（介護保険法による開設の許可を受けること）。

(4) 応募件数の上限について

1 事業者につき1件まで

(5) 応募に係る費用負担について

応募するために要した経費や手続き等の費用は、全て応募する事業者が負担すること。

5 補助事業

開設予定者に選定された事業者は、静岡県又は静岡市が行う、「介護サービス提供体制整備促進事業」のうち、次の(1)①及び②の補助事業を活用し、施設整備を行うことができます。

なお、整備内容及び予算の状況等により、補助金額が変更等になる可能性がありますので、御留意ください。

(1) 対象となる補助事業

① 介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業

ア 補助内容： 本募集におけるサテライト型小規模介護老人保健施設を創設することを条件に、ウに掲げる既存の広域型施設1施設の大規模修繕又は耐震化を行う事業を補助する。整備主体は開設予定事業者と同一法人であることとし、創設する施設と大規模修繕又は耐震化を行う広域型施設の場所は、同一敷地内又は近接の設置に限定されず、離れた場所を可とする。

イ 補助金額（上限予定額）： 1施設 1,128千円×定員数

ウ 大規模修繕・耐震化の対象施設： 広域型（定員30人以上）の特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、養護老人ホーム、軽費老人ホームのいずれか1施設

② 地域密着型サービス等整備助成事業

ア 補助内容：本募集におけるサテライト型小規模介護老人保健施設の整備（既存建物や地域の余裕スペースを改修して、施設等を整備する事業を含む）に伴い、必要な工事費又は工事請負費等を補助する。

イ 補助金額（上限予定額）：1施設 56,000千円

(2) 留意事項

- ・上記補助事業を活用する場合、本募集とは別に補助金申請等の手続きが必要となります。補助金の交付等に当たっては、別途補助要綱等に基づいて条件が付されます。
- ・開設予定事業者が入札等の施設整備事業に着手できる時期は、静岡県又は静岡市の補助決定後になりますので、御注意ください。補助決定前に既に契約済のもの、施設整備に着手済又は整備済のものは、補助対象外となります。
- ・開設予定事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど静岡県又は静岡市が行う契約手続の取扱いに準拠してください。
- ・原則、各工事の着工から完了までが単年度であることとします。なお、補助事業①及び②を両方活用する場合、実施順序は問いません。例えば、補助事業②の活用を令和4年度、補助事業①の活用を令和5年度とすることが可能です。

(3) 意向確認

当該補助事業を活用する意向がある場合は、応募書類②「事業計画書」（様式2）に記載してください。また（1）②の補助事業を活用する場合は、記載の補助金額を参考に、応募書類⑬「資金計画」（様式9）を作成してください。

6 応募手続き

手続きの詳細は下記のとおりです。なお、前述の「3 応募資格」「4 応募条件」を満たした上で、応募してください。

(1) 応募書類

- ・別紙1『応募書類一覧表』を参照の上、必要書類を提出してください。
- ・提出書類の様式は、市ホームページからダウンロードしてください。
(市ホームページ https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_003343_00004.html)
- ・提出書類は、**5部（正本1部、副本4部）**です。
※副本は正本の写しとし、押印、原本証明等は不要です。
- ・応募受付締切後の追加提出及び差替えは、選定の結果に影響を及ぼす可能性があるため受け付けません。ただし、静岡市からの指示によるものはこの限りではありません。
- ・受理した応募書類は、理由の如何を問わず返却しません。

【応募書類を作成するに当たっての留意事項】

- ・応募書類はA4判で作成してください。ただし、図面については、細部の確認が困難であ

ると考えられるときは、A3判としてください。

- ・正本・副本それぞれA4判のファイルに綴じ、書類番号ごとに合紙（白紙）を挟み、インデックスを貼ってください。インデックスには、書類番号と書類名を記入してください。なお、書類名は判別が可能な程度に省略した名称で構いません。
- ・ファイルの表紙及び背表紙には、事業者名、事業所名（仮称）を記載してください。

(2) 応募方法

電話にて予約のうえ、応募する事業者が直接、持参してください。

(3) 予約電話番号・提出先

TEL : 054-221-1088

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係
(静岡県静岡市葵区追手町5番1号 静岡市役所 静岡庁舎 新館14階)

(4) 応募受付期間

令和3年4月1日（木）から令和3年6月4日（金）まで【厳守】

各日とも、午前9時00分から午後5時00分まで（土曜日、日曜日、祝日を除く）

7 選定方法

開設予定事業者の選定は、別紙2「静岡市介護老人保健施設評価基準（以下、「評価基準」という。）」に基づき、書類及びプレゼンテーションにて審査し、総合的に評価した上で、市が選定します。

詳細は次のとおりです。

(1) 書類審査

事業者から提出された応募書類の審査を行います。評価項目と対応する書類は、別紙2「評価基準」を参照してください。

(2) プレゼンテーション審査

事業者による、応募書類②「事業計画書」（様式2）に沿った説明を基に、審査を行います。

●重点審査項目について

別紙2「評価基準」中、次の項目については、プレゼンテーションにて重点審査を行います。

1 法人の状況

(1) 法人の経営理念・運営方針等 ①法人の理念、運営方針 ②応募の動機、趣意

5 その他

(2) その他 ①施設のアピールポイント ②市政への貢献

●日程等について

- ア 日程 令和3年7月上旬（予定）
- イ 会場 静岡市役所 静岡庁舎 本館4階 43又は44会議室（予定）
- ウ 出席者 1事業者2人以内
- エ 内容
- ・応募事業者による事業計画の説明（プレゼンテーション）：20分以内
 - ・説明内容に関する市からの質問：10分程度
- オ 留意事項
- ・詳細な日程は、応募書類受付後、応募事業者に対し別途通知します。
 - ・コンサルタント等、応募事業者以外の者の入室は認めません。
 - ・説明は応募書類②「事業計画書」（様式2）に沿ったものとし、当日、説明資料の追加は認めません。
 - ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染状況に応じて日程等が変更となる可能性がありますので御承知おきください。また、事務局の実施する感染症感染防止対策のための措置及び指示を遵守してください。

（3）開設予定事業者の選定

書類審査及びプレゼンテーション審査の結果を総合し、開設予定事業者を市が選定します。採点の結果が同じ点数となる場合は、プレゼンテーション審査の重点審査項目の評価が高い事業者を選定します。

なお、審査の結果、該当する者がいない場合は、選定者なしとします。

8 選定結果

（1）結果通知

令和3年7月下旬頃（予定）に、全ての応募事業者に対し、選定結果通知書を郵送します。

（2）結果公表

選定結果（応募者数、選定された事業者の名称、事業予定地等）については、静岡市ホームページで公表します。

9 その他注意事項

(1) 応募書類受領後の事業計画の変更は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、認めません。事業計画に変更が生じる場合は、介護保険課まで事前に御連絡ください。

なお、事業開始予定日を経過しても建築工事等が着手されていない場合、事業計画を取り下げさせていただきます。

(2) 事業計画を取り下げる場合は取下書の提出が必要となります（様式任意）。

なお、取り下げた場合は、災害等、やむを得ない事情がある場合を除き、次回の募集に応募はできません。

(3) 選定された事業者であっても、介護老人保健施設の開設が確定したのではなく、必要な基準を満たさない場合は、介護老人保健施設の開設者としての許可を行わないことがあります。また、虚偽その他不正行為等が確認された場合、選定を取り消すことがあります。

(4) 地域住民の同意が得られた上で、施設の建築や運営が円滑に行われる必要がありますので、事業予定地における地元の代表者（自治会役員等）及び事業予定地の隣接地等に居住又は居住を予定する住民へ、必ず応募前に説明を行ってください。また、選定結果通知書受領後は、速やかに地域住民等に対し、事業に関する説明を行ってください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、地域住民への対面での説明が実施できない場合は、別の手段による説明を行ってください。

(5) 選定結果及び上記（1）～（4）に伴う事項に対し、本市による補償等は一切ありません。

(6) その他併設予定の介護サービス事業が有る場合は、別途協議と申請が必要です。

(7) 募集及び補助事業のスケジュールについては、別紙3「募集から開設許可までのスケジュール（例）」を御参照ください。

10 質問の受付

本募集における質問は、メール又はFAXで受け付けます。別紙4「質問票」に必要事項を記載し、下記提出先にお送りください。

静岡市 保健福祉長寿局 健康福祉部 介護保険課 事業者指導第1係

E-MAIL : kaigohoken@city.shizuoka.lg.jp

F A X : 054-221-1298